

市街化調整区域内でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為	法３４条１１号
--	---------

◎ 立地基準編第２章第９節〔審査基準 ２〕（P32～P39）

１ 事前協議について

法第３４条第１１号に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅で、農地転用許可申請の必要がないものについては、事前協議の対象とせず、直接、開発（建築）許可申請書を提出するものとする。

この場合、開発（建築）許可申請書に開発（建築）行為事前協議書の添付図書のうちオ 土地利用計画図（配置図）、ク 建物平面図、建物立面図を添付し、法第３４条に規定する立地に関する審査を受けること。